

〔問〕

## 昭和 45 年度 (問題)

次の A, B および C のいずれか一つを選んで解答せよ。

### A. 4 問中 3 問選択

A-1. 次の場合、生命保険会社のとるべき措置について論ぜよ。

|             |                      |
|-------------|----------------------|
| 保 險 種 類     | 団体定期保険               |
| 契 約 成 立 日   | 1969 年 12 月 1 日      |
| 保 險 金 額     | 全員 (100 名) 一律 100 万円 |
| 保 險 契 約 者   | △△工業 KK              |
| 被 保 險 者     | 従業員全員加入方式            |
| 保 險 金 受 取 人 | △△工業 KK              |

○ 1970 年 6 月 10 日 保険金請求あり。

被保険者 A (大正 7 年 8 月 1 日生)

1970 年 5 月 24 日 胃癌再発皮膚転移を直接死因とし、この原因は胃癌である。

○ 死亡診断書によれば、被保険者 A は 1969 年 3 月 27 日より 1969 年 5 月 1 日まで胃癌で入院、その間胃切除を行ない、以後経過良好であったところ、1970 年 3 月初旬腰痛激しく、3 月中旬胃癌再発を認め同時に皮膚転移、4 月 4 日腰痛激しきため再入院、5 月 24 日死亡すとあり、平素の健否は健康と記入してあった。

○ △△工業の申出によれば、被保険者 A は 1969 年 6 月 30 日の入社で、一種の天下り人事として入社しており、従って入社に際して健康診断はしなかったが、爾来 1969 年 12 月 1 日の加入日まで健康で一日の欠勤もなく正常に勤務していたという。また A は胃癌の事実を知らなかったのではないかという。

A-2. 保険会社の財産の評価損益および売却損益について、保険業法はいかなる規定を設けているか。また、規定それぞれの設けられた趣旨について述べよ。

A-3. 保険契約に関して、被保険者の同意はいかなる場合に必要か。また、それが必要とされる理由について述べよ。

〔問〕

A-4. 保険契約に関する次の語句について説明せよ。

- ア 解約
- イ 解除
- ウ 失効
- エ 取消
- オ 無効

B. 4問中3問選択

B-1. 税制適格退職年金の適格要件について述べよ。

B-2. 信託財産は信託法の規定により特別に保護されているが、その内容・理由について述べよ。

B-3. 厚生年金基金の制度内容のうち、掛金・給付については、どのような条件がどのような根拠から必要とされているか、説明せよ。

B-4. 預金と金銭信託の差異について述べよ。

C. 4問中3問選択

C-1. 商法第629条（損害保険の定義）の条文を記し、その中の熟語につき、簡単に解説せよ。

C-2. 保険業法第12条の3（共同行為に対する私的独占禁止法の適用除外）につき述べよ。

〔問〕

C-3. 損害保険代理店が保険契約の募集または締結について、保険募集の取締に関する法律第15条～第17条の規定により、禁止されている事項を列挙せよ。

C-4. 損害保険料率算定会が料率を算出したときから、大蔵大臣が料率を認可するまでの損害保険料率算出団体に関する法律及び関係法規に定められた手続きを、簡単に述べよ。

## 昭和45年度（解答）

A-1

〔結論〕

- (I) 普通個人保険と同様の告知を取っていた場合は、保険金不払を正当と認む。（勿論告知は既応症についてナシといていたとする）
- (II) 団体定期保険の場合は一般に、告知については、健康で正常に勤務をしているかいかを問うのみであることが多いがこの場合は、まず1969年6月30日より1969年12月1日までの間に通院加療の事実があるかないかその内容は、等について調査を行ない、1969年12月1日現在、被保険者が健康と（主観的に）信じていたであろうと推測せざるを得ない場合には、保険金の支払を正当と認める。

〔理由〕

結論（I）の場合は既応症についても問うているのであるからこれに『ナシ』と記載してあれば、論ずるまでもなく告知義務違反による死亡解除となる。また、既応症が明確に記載してあったとすれば、保険者側の責任として当然支払の義務を負うことはいうまでもない。

結論（II）の場合

まず告知義務違反が成立するための2要件について論述すると、

- ① 保険契約者または被保険者の重要な事実または事項について不告知または不実告知の存在すること…客観的要件
  - ② この不告知または不実告知は保険契約者または被保険者の悪意または重大な過失にもとづくこと…主観的要件
- 従ってこれを具体的に当件に当てはめて考究すると

### 1. 客観的要件

本問においてまず第一に問題となるのは1969年2月から4月までの入院手術が、上記にいわゆる『重要な事実または重要な事項』に該当するといえるかどうかであるが、契約時わずか7～8か月しか経過していない胃切除手術は、Aが胃癌によるものとは知らずいたとしても（たとえば胃潰瘍手術と告げられるなど）『重要な事実』に該当する（胃癌につき大判，明40・12・11。胃潰瘍につき東京控判昭9・1・17の各判例）。従って、これが不告知は前記①の客観的要件をみたすと結論づけてよい。

## 2. 主観的要件

- (1) 被保険者名簿に『現在健康で正常に勤務している』点については、本人が既に完治していたものと自覚し、契約者も勤務状態からみて現在は健康であると確信していたとすればこの点に悪意、重過失を認めることはできないであろう。

ただ一般論としては、胃切除術後7～8カ月しか経過していない状態では、決して『健康且正常』であるとはいえないとの論も成り立つために、ここに悪意、重過失を求める見解も生ずると思われるが死亡診断書の記載から、手術後の経過は良好で、健康を回復したと主治医からも告げられていたと推定できるし、さらに入社時健康診断を行っていない事実もあるので、この点からも、契約者、被保険者の悪意、重過失を主張できない。

- (2) 入社時健康診断については、労働基準法および労働安全衛生規則等により法的義務づけがなされていることから、これを行なわなかった契約者に過失ありとはいえようが、本件にあてはめて重過失に該当すると断ずることはできない。

一般的に、告知義務に関する法の規定がいかなる根拠にもとづいているのかを現在わが国でもっとも広く行なわれている解釈によって考察してみると、保険の社会性と団体性および経済的技術的基礎にかんがみ、不良契約の危険団体への侵入防止、保険事業の存立防害排除、善良な契約者の犠牲をもたらしさないようにとの顧慮、契約者の保護等が必要であるため、また、ひいては保険事業の合理的な経営を企図するため、危険事情をもっともよく知っているはずの保険契約者または被保険者の協力をとくに求めることにしているのである。

告知義務制度の根拠が危険団体から不良契約を排除するにあるとすれば、契約者、被保険者に一方的な義務を負わせたものと解することもできる。しかし、何が重要事実ないしは事項であるかは一律に決し得ず、まして保険に無知であるかも知れぬ契約者、被保険者にはその判断が一層困難であること、立法論としてはともかく、わが国の法が悪意、重過失の立証責任を保険者に課していること、相互扶助といふものの保険者としては実質的には事業として経営を維持していく必要があり、やはり告知事項は保険者の本来の探知事項であったものを大量事務処理および主として被保険者の一身にかかる事項である関係上、契約者、被保険者に義務を転嫁したのだと解することが妥当であろう。

とすれば設問の場合、単に『現在健康で正常に勤務していますか』程度の質問しかし

ていないのであれば、悪意、重過失を主張することは困難である。

なお、異論のあるところではあるけれども、質問表によって告知を求められた事項は『重要な事項である』或は『重要な事項と推定する』とするのが学説の大勢であり、判例もまたこの立場に立脚しているものとみられ立法論としても強く主張されている。

以上を総合すれば、本件の場合、告反成立のための客観的要件はみたされるが、主観的要件はみたされず、したがって告反は成立しないので死亡保険金支払いが妥当な処理であると解する。

更につけ加えるならば、個人保険と団体定期保険では、その危険論的扱いが異なる点にも注目の必要がある。すなわち団体定期保険の被保険者集団においては、コレクティブリスクの概念でこれを見るべきであろう。従って団体定期保険における告知のとり方が、個人保険よりはるかにゆるやかであるということも、一面において首肯されるのである。

A-2 保険業法第84条（株式評価の特例）、第86条（評価益及び売却益積立金）および第87条（評価益および売却益積立金の使用）に規定が設けられている。

説明の便宜上、第86条、第87条、第84条の順に述べる。

#### 第86条（評価益及び売却益積立金）

保険会社は、財産の評価換または売却により計上した利益が財産の評価換または売却により計上した損失を超えるときは、その差額を準備金として積立てることを要する。ただし、主務大臣の認可を受ければ、その全部または一部を積立てないことができる。

この規定に基く積立金は、いわゆる「86条準備金」と称され、従来よりその運用等に関し議論が交されてきているものである。そもそもこの規定が設けられた趣旨は、保険事業の公共性から保険会社の経営は安全第一主義を貫くべきであり、財産の評価差益・売却差益のような臨時的利益が安易に社外に流出することは好ましくなく、従ってこれを社内に留保することを命じて経営の安全を図ろうとすることにある。

その後、積立金の全額積立を強制するこの規定が保守的に過ぎ、保険会社個別の自主的判断の余地が全くないこと等について議論が交され、規定緩和に関する生命保険協会の要望、保険審議会の答申等が行なわれた結果、昭和39年保険業法の一部改正により第84条（株式評価の特例）が設けられ 評価益の一部計上が認められることになった。（第

84条の規定については後述。)

なお、この規定に関連して今後解決を要する問題点として、①法定積立金かつ保険契約準備金であるにかかわらず、税法上益金処分として取扱われている、②調整年金、変額保険、会社型投資信託等生命保険会社の成長が期待される分野では、資産の分離運用、キャピタルゲインの環元が必要であるが、この規定はその隘路となり、隣接企業との競争上不利となる等があげられ、再検討が要望されている。

#### 第87条（評価益及び売却益積立金の使用）

上記「86条準備金」の使用に関する規定である。「86条準備金」は、欠損の填補または財産の評価換もしくは売却により計上した損失がこれにより計上した利益（第84条による評価益を除く）を超えるときその差額の填補にあてる場合に使用できる。その他の場合に使用するときには主務大臣の認可を受けなければならない。

この規定は、第86条と表裏一体をなすもので、立法の趣旨も第86条と同一である。従って第86条問題を論ずる際は、当然のことながら本規定も含めて論ぜられることとなる。

#### 第84条（株式評価の特例）

昭和39年保険業法改正までは、第84条は債券の評価（均等利回評価法）に関する規定であったが、昭和37年改正の新商法により均等利回評価法が認められたため、新保険業法ではこれを削除し、全く別個のこの規定が新たに設けられた。

保険会社の所有する取引所の相場のある株式について、その時価が取得価額を超えるとき、その評価換により計上する利益を保険契約者のための準備金として積立てる場合に限り、主務大臣の認可を受けて、時価までの評価益を計上することができる。

この規定は、上記のとおり第86条の緩和規定としての性格をもつほか、商法第285条において取引所の相場のある株式の評価を原価主義および低価主義により行なうよう規定されていることの特例規定でもある。その趣旨は、保険事業の相互扶助的特質に照らし、契約者の利益の確保・増進上、保険会社の資産のうち特に流動性の高い取引所の相場のある株式の評価に相当程度の含みがある場合には、ある程度の評価益を認めて責任準備金・保険契約者配当準備金の積増を行なう方が適当かつ望ましいと考えられることにある。

なお、この規定が設けられたことは、従来の第86条のみの場合に比すれば一步前進ではあるが、第86条の説明の際に述べたような問題点解決には不十分であり、今後とも第86条問題の一環として検討が進められることとなる。

A-3 「被保険者の同意」は、他人の生命の保険に附随する危険を防止する法制の一つで、わが国のほかドイツ、フランス等で採用されている。他人の生命の保険に関する危険防止法制としては、同意主義のほか、利益主義、親族主義があるが、趨勢的には同意主義を採用する国が増えてきている。

#### 被保険者の同意はいかなる場合に必要か

商法第674条に規定がある。すなわち、他人の生命の保険で、死亡を保険事故とする契約を締結する場合およびその契約の保険金受取人を被保険者以外の第三者に指定・変更する場合、被保険者の同意を必要とする。

ただし、被保険者と保険金受取人が同一人である場合はこの限りでない。（第674条第1項）

なお、①上記契約により生じた権利の譲渡（第2項）、②保険契約者と被保険者が同一人である場合、保険金受取人による権利譲渡（第3項）、③上記第674条第1項但書の場合で権利を譲受けた者による再譲渡（第3項）のいずれの場合にも、上記と同様、被保険者の同意を必要とする。

#### 上記の場合に被保険者の同意が必要とされる理由

他人の生命の保険を無制限に認めるならば、利害関係のない者を被保険者とする賭博、あるいは保険金取得のため被保険者の殺害を誘発する危険が生じ、また、他人の人格の尊厳を侵すものとなる。そこで、このような保険契約においては、上記の如き道徳的危険があるかないかの判断は、その他人自身に委すのがもっとも至当であり、その他人が同意した場合に限り保険契約の効力を発生せしめるべきであるとの考え方に立脚して定められたのが「被保険者の同意」に関する規定である。保険契約を締結する場合ははじめとして、保険金受取人の指定・変更、権利譲渡・再譲渡まで被保険者の生命に危害が加えられるおそれのある場合すべてについて、「被保険者の同意」が必要であることが明文化されているのも、上記趣旨による規定の適用を厳格に行なおうとするにある。

なお、①他人の生命の保険で生存を保険事故とする契約や、自己の生命の保険契約の場合、②他人の生命の保険で死亡を保険事故とする契約でも、被保険者と保険金受取人が同一人である場合に被保険者の同意を必要としないのは、上記趣旨に照らし、弊害・危険の発生するおそれがないと考えられることによるものである。

#### A-4

**解約** 保険約款では、保険契約者はいつでも任意に保険契約を解消しうるものとし、この場合その契約のために積み立てた責任準備金のうちから一定額を控除した金額を契約者に払い戻すべき旨を定めるのが通例である。これを契約の解約という。

**解除** 保険契約の当事者の一方的な意思表示により、契約の効力を消滅させることをいうが、保険契約のように継続的債権関係の性質をもつものは、その効力を将来に向って消滅させるという意味で用いられる場合が多い。解除には保険契約者による解除と保険者による解除とがあり、次のような各種の場合がある。

イ 保険契約者は、保険者が破産の宣告を受けたときは、契約を解除することができる。

ロ 保険契約の当時、保険契約者または被保険者がいわゆる告知義務に違反した場合は、一定の条件のもとに、保険者は契約を解除することができる。

ハ 保険期間中、危険が保険契約者または被保険者の責に帰すことのできない事由によって著しく変更または増加した場合には、保険者は契約を解除することができる。ただし保険約款で別段の定めがなされることがある。

ニ 保険者の責任が始まる前においては、保険契約者は自由に契約を解除することができる。(実際問題としてはこの規定は余り意味を持たない。)

ホ 保険約款の規定により、一定の要件がある場合に、保険者は契約を解除することができる旨を定めている場合がある。保険者の任意解除権は一般には認められないが、契約者の任意解除権は通常認められてこれが前項の解約である。

契約が解除された場合は、保険者は通常積立金を契約者に支払うこととなる。

**失効** 保険約款では、保険契約者が第2回以後の保険料を払い込まないで払込期日後一定の猶予期間を経過したときは、契約は当然にその効力を失うと定めるのが通例である。これを契約の失効という。契約が失効した場合、契約者は返戻金の請求権を有し、また失効後一定の条件のもとに復活を請求できる制度が普通認められている。

なお、失効として、危険の変更、増加の場合(契約者、被保険者の責に帰すべき事由による場合、然らざるときの通知義務遅怠の場合)の失効、保険者の破産宣告後3カ月を経過したときの失効がある。

**取消** 契約締結の際の瑕疵を理由として、契約当事者の意思表示により、契約の効力を消滅させることをいう。取消の原因、取消の効果等については民法の原則によることとなる。即ち取消しうる契約も取消されるまでは有効であり、取消されれば契約は始めから無効

ったこととなる。取消権の放棄、時効等についても民法の原則による。

無効 保険契約が外形上成立していても、法律上当然にその効力を生じないことをいう。無効の原因として

- イ 保険契約者、被保険者の詐欺による時
- ロ 契約の当時、当事者の一方または受取人が、保険事故の生じていることを知っているとき
- ハ 被保険者の同意を要する契約であつて、同意を得ないで契約したとき
- ニ 民法の規定によつて無効のとき、即ち、意思能力の欠缺、錯誤、虚偽表示、目的の違法、目的の不能等がある。無効は取消と異なり、何人の主張がなくても当然に効力を生じない、また追認や時の経過によつても有効とはならない。

B-1 税制適格退職年金制度は、法人税法施行令第159条に定められている11項目の適格要件をすべて備えていて、国税庁長官の承認を受けなければならない。この適格要件の内容は次のとおりであるが、これらの要件は、設立した年金制度が従業員に対して平等に利益を与え、また受給権が十分に保護されていることをわらいとして、さらに他の税制とのバランスを考慮して定められたものと解される。

- 1 退職年金の支給のみを目的とするものであること。  
退職年金の支給要件をみたさないために、退職一時金を支給すること、または年金に代えて一時払いをすることもさしつかえない。
- 2 事業主が信託銀行（または生命保険会社）と、従業員を受益者（または保険金受取人）とする年金信託契約（または年金保険契約）を締結し、掛金を払い込むものであること。社外積立が要件となる。
- 3 受益者（加入者）に役員を含まないこと。  
退職給与引当金との関係から、この要件が定められている。
- 4 掛金の額および給付の額は、次に掲げる基準に合致した、適正な年金数理に基づいて算定されるものであること。
  - (1) 基礎とする予定利率は年5分以上
  - (2) 基礎とする予定死亡率、予定昇給率、予定退職率がそれぞれ算定時の現況において、合理的に計算されていること。
- 5 通常掛金については、定額または給与比例によることがあらかじめ定められていること。

- 6 過去勤務債務の額に係る掛金は、次のいずれかによるべきことがあらかじめ定められていること。
- イ おおむね一定額の掛金等
  - ロ 給与におおむね一定の割合を乗じて計算する掛金等
  - ハ 過去勤務債務等の現在額におおむね一定の割合を乗じて計算する掛金等
- イ、ロの場合は一年ごとに過去勤務債務等の額の100分の20以下、ハの場合は過去勤務債務等の現在額の100分の30以下の金額とされている。
- 7 信託契約の場合には、5年経過することにより、そのときにおける要留保額をこえる金額の全額を掛金に充当するか、または事業主に返還するものであること。
- 8 要留保額（または保険料積立金）は事業主に返還しないものであること。
- 9 契約が解除される場合、要留保額（または保険料積立金）は受益者等に分配されるものであること。
- 10 掛金の額または給付の額、その他退職年金の受給要件について、受益者のうち、特定の者に不当に差別的な取扱いをしないものであること。
- 11 年金信託契約（または年金保険契約）の締結に伴い、その会社に対して、通常より有利な条件で貸付けその他を行なわないこと。
- また信託財産の運用について、個別に指示しないこと。

## B-2

- 1 信託行為により委託者から受託者に信託された信託財産は、以下の様な信託法の規定にもとづき、受託者の固有財産と異なり、特別の保護を受ける。
- (1) 信託財産は受託者の相続財産に属さない。(第15条)
  - (2) 信託財産に対し強制執行をなし、競売することはできない。(ただし信託前の原因によって生じた権利、または信託事務の処理について生じた権利にもとづく場合を除く。)(第16条)
  - (3) 信託財産に属する債権と、信託財産に属さない債務とは相殺することができない。(第17条)
  - (4) 信託財産が所有権以外の権利である場合は、受託者がその目的である財産を取得しても、その権利は混同によって消滅しない(第18条)

2 これらの規定が設けられている理由は次のとおりで、いわば信託の本質にもとづくのである。

(1) 信託行為により、信託法第1条に定義するとおり、委託者から受託者に「財産権の移転」が行なわれるが、これはあくまでも「一定の信託目的」を受託者が達成し易い状態におくためであり、換言すれば、信託財産は「受益者の利益のために」受託者の手に保有せられるのであるから、受託者の固有財産とは独立した性格をもたされるのである。

(2) また、受託者は信託目的に従って管理処分した結果を、そのまま受益者に帰属させるのであって、(これを信託の「実績主義」という。)この実績を明らかにするためにも、固有財産との峻別およびそれぞれの信託財産の「分別管理」が要請されるのである。

3 この様に信託財産は、法律上受託者の固有財産とは異なる取扱いを受けるのであるが、このことが第三者に対して重大な影響を及ぼすことが当然考えられる。そこで、信託法第3条は、信託財産を固有財産と区別する公示方法を定め、この公示をしなかったときは、善意の第三者に対し、信託財産としての特別の取扱いを主張できないものとしている。

公示の方法は次のとおりである。

(1) 登記・登録すべき財産権(不動産・鉱業権等)・・・ 信託の登記、登録

(2) 有価証券・・・ 証券面に信託財産の表示をするほか、株式・社債については株主名簿・社債原簿に信託財産の記載を行なう。

B-3 基金は厚生年金の老齢年金または通算老齢年金の報酬比例部分の給付を代行するものであるから、掛金および給付について、政府管掌のものにとらべて、条件が悪くならないように定められている。このように基金の掛金および給付については、政府管掌における条件とのバランスをとる主旨で定められたものが多い。

#### 1 掛金について

掛金について定められている主な条件は次のとおり。

##### (1) 掛金の算定方法

掛金の算定方法は、原則として、被保険者の種別等客観的な基準および当該加入員の標準給与によって確定する定率方式によるもの。なおこの額に一定の額を

加算する方法も認められている。

(根拠) 基金の給付は報酬比例部分の代行であるから、掛金についても政府管掌と同じ方式を原則として、さらに基金の特色を出す方法も認められている。

## (2) 掛金額の最低要件

認可基準上は、基金の掛金額が免除保険料総額を下回らないように定められているが、行政指導上は免除保険料総額を上回るものとされている。

(根拠) この基準は政府管掌とのバランス上定められているが、厚生年金保険法(以下「法」という)第85条の2の責任準備金との関係、また基金設立の意欲を示す意味でも、基金の掛金総額が免除保険料総額を上回るよう指導されている。

## (3) 掛金の負担

掛金についての事業主と加入員の負担割合の基準は、法第139条と基金令第34条に定められているが、加入員は免除保険料の $\frac{1}{2}$ を必ず負担しなければならず、残りは事業主負担とすることができる。

ただし原則として、全加入員を通じて同一負担割合とするという基準がある。

(根拠) 政府管掌において、被保険者が負担するのと同じ額は最低、加入員が負担するとして、それ以上の負担割合のきめ方については基金の自主性にまかされている。しかし公平の原則から、加入員各人の負担割合は同一とするよう定められている。

## 2 給付について

給付についての条件は、大きく分けて給付額の点と支給要件の点との二つに分けられる。

### (1) 給付額

#### ア 給付現価での厚み

給付現価で、基金は厚生年金の報酬比例部分の3割程度以上の厚みを確保しなければならない。

#### イ 年金額での厚み

(ア) 基金の年金額の厚みは、少なくとも代行部分相当額に $\frac{1}{100}$ を乗じて得た額程度を下回らないこと。

(イ) 加入員期間20年以上の者に対する年金額の厚みは、少なくとも代行部分相

当額に  $\frac{10}{100}$  を乗じて得た額程度を下回らないこと。

(根拠) 基金は厚生年金の報酬比例部分の代行であるから、給付の面で上回る必要がある。具体的には加入員全員が額で上回ると同時に、実質的な上回りとして、給付現価で3割アップすることがきめられている。

## (2) 支給要件

### ア 支給開始時期

厚生年金の老齢給付の受給権を取得したときには、必ず年金を支給すること。また脱退者に対しては遅くとも60歳から支給開始すること。

(根拠) 基金の場合、脱退者について、他の適用事業所において、被保険者となっているかどうかを調べるのは困難であるので、老齢給付の資格要件をみたしているかどうかの判定だけで、年金支給を開始することにした。

### イ 受給資格

加入員期間が1カ月であっても、基金の場合は、その期間に対応する年金を支給すること。

(根拠) 厚生年金の場合は、他の公的年金との通算措置があって、年金の受給資格を取得すれば、それぞれの期間に対応する年金額が算定されることになるので、基金の方でも、加入員期間が1カ月以上あれば、年金を支給することとされた。

### ウ 支給期間

終身年金とすること (法第131条第2項)

(根拠) 基金の給付は公的年金としての性格をもつこと、さらに報酬比例部分を下回らないという最低要件上、これは当然な基準である。

B-4 預金と金銭信託は共に金銭の授受を要件とする要物契約であり、殊に定期預金と合同運用の指定金銭信託は何れも利殖を主たる目的とする貯蓄性資金であるが、信託の特質という面から両者の差異の要点を述べることにする。

1 預金は金銭消費寄託契約の性質をもち、金銭信託は信託契約の一種である。

#### 2 運用方法

預金 預金者から受入れた金銭を自由に使用し返還するときは同額を払戻せばよい。金銭

消費寄託である。

金銭信託 運用方法が指定または特定される。運用方法が特定されていない金銭信託については、例外として元本および一定限度まで利益保証を行なうことが法令上認められている。(信託業法9条, 業法施行細則21条)

元本保証の例。指定金銭信託合同運用口, 貸付信託

### 3 運用義務

預金 銀行は預金者に対して受入れた金銭を運用する義務はない。

金銭信託 受託会社は金銭信託に属する金銭を受益者の利益となるよう運用する義務がある

### 4 預金利率と配当率

預金利率は預金契約締結の際に確定する。金銭信託の配当率は信託の実績主義から原則として決算時または終了時に確定する。

### 5 分別管理

預金 銀行は預金を自己資本および他の預金等と合同して使用できる。

金銭信託 実績主義が維持されるためには、当該信託財産が他の信託財産および受託者の固有財産に対して独立性を保有し、損益の帰属が明確に行われていなければならない。(信託法28条)ただし金銭信託相互間で運用方法が同じ場合のみ合同運用が許されている。

合同運用の例。指定金銭信託合同運用口, 貸付信託, 年金投資基金信託。

### 6 元金の返還

預金 銀行は預金者に対して預金と同額の金銭を返還しなければならない。

金銭信託 元本補填契約のある場合、預金と同じく同額の金銭を返還しなければならない。

元本補填契約のない場合 受託会社は善良な管理者の注意義務に欠けるところがない限り、信託財産に欠損が生じ元本を割ることがあっても補填義務はない。

### 7 存続期間の確定および信託の終了

預金 普通預金, 当座預金のように期間の定めのないものがある。

金銭信託 必ず存続期間を定める。金銭信託の方が特定金銭信託を別とすれば長期性のものであり、最短期間の制限が適用される。

最短期間の定めがあるもの

指定金銭信託 1年以上 (合同運用・単独運用を問わず)

貸付信託 2年以上

最短期間の定めのないもの

特定金銭信託，年金信託。（信託目的の建前から当然のことと考えられる。）

信託の終了 信託目的を達したとき，もしくは達することができなくなったとき，信託が解除されたときに信託は終了する。

## 8 時効

預金 預金は商事上の債権であるから，商法第522条に基づき5年間で消滅時効が完成する。

金銭信託 信託終了後の信託財産返還請求権の消滅時効は20年間で，また収益請求権の消滅時効も20年間で完成する。

## 9 預託金額

普通預金 1円以上

定期預金 1口100円以上

金銭信託

合同運用指定金銭信託 5,000円以上

単独運用指定金銭信託 500万円以上

年金信託 上記の適用はない。

貸付信託 1口1万円以上

## 10 特約

預金 原則として特約が付加されない。

金銭信託 特約が付加されることが少ない。委託者の信託目的を考慮する建前をとっていることから生ずる。

## 11 信託法の保護規定

金銭信託については，一般信託財産と同様信託法の保護規定が適用される。このうち特に注意すべきものは次の通りである。

(1) 強制執行および競売の禁止（信託法16条）

(ロ) 相殺の禁止（信託法17条）

信託財産に属する債権と信託財産に属さない債権とは相殺することができない。

(ハ) 特上代位性

信託財産の管理処分，滅失，毀損その他の事由によって受託者の得た財産は信託財産に属する。（信託法14条）

なお，登記登録すべき信託財産については，取得財産について信託の公示をしなけれ

ば第三者に対抗できない。

## C-1

### (商法第629条)

損害保険契約は当事者の一方が偶然なる一定の事故に因り生ずることあるべき損害を填補することを約し相手方が之に其報酬を与うることを約するに因りて其効力を生ず

#### (1) 当事者

一方は保険者、相手方は保険契約者、いずれも一対一であることを要せず複数であってもよい。

保険事故発生による損害の填補を受くべき者を被保険者という。被保険者は一般に契約者と同一人であるが、これが異なる場合がある。即ち他人の為にする保険契約である。

#### (2) 偶然なる一定の事故

偶然とは、損害を生ずる事故が発生するかどうかもまた何時発生するかわからないことを意味する。それには、客観的偶然は当然であるが、当事者の主観的なものも含む。

事故は損害の発生する原因となる事実で、一定しなければならないが、一つである必要はなく、火災・車両の衝突等二つ以上の事故でもよい。

#### (3) 損害填補

損害填補は、保険事故により生じた保険の目的の損害額を填補するのが通常であるが、物損害については現物填補でもよい。火災保険普通保険約款(23条)、自動車保険普通保険約款(24条)等では、保険者は現物填補をなし得る規定がある。

C-2 保険業法第11条に、保険会社は必要な統制協定をなし得る規定が昭和15年から昭和23年までであったが、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律が損害保険事業に施行されることになり、保険業法第11条が削除され、第12条の3が規定されたもので、その内容は次の通りである。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の規定は、次の各号に掲げる行為につ

いてはこれを適用しない。但し不公正な取引方法を用うるとき、相互に事業活動を不当に拘束することにより一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるときまたは一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより保険契約者もしくは被保険者の利益を不当に害することとなるときはこの限りでない。

- (1) 海上（船舶・貨物）、航空、自動車損害賠償責任、地震の各保険について、その事業に属する取引について行なう他の損害保険会社との協定、契約その他の共同行為。
- (2) (1) 以外の損害保険事業に属する保険または再保険にして他の損害保険会社と共同して行なうものについて次に掲げる行為に関し他の損害保険会社と行なう協定、契約その他の共同行為。
  - イ 保険または再保険の取引に関する数量の決定または制限
  - ロ 保険約款の内容の決定（保険料率に係るものを除く）
  - ハ 再保険に関する相手方または手数料の決定または制限

### C-3 第15条（募集文書図面の記載禁止事項）

- (1) 募集文書図面には保険業法第82条第1項の提出書類に記載された事項と異なる内容の資産負債に関する事項を記載してはならない。
- (2) 利益配当または剰余金の分配について予想に関する事項を記載してはならない。
- (3) 放送、映画、演説その他の方法により募集のためまたは募集を容易ならしめるため(1)と(2)に関する事項を不特定の者に知らせてはならない。

#### 第16条（締結または募集に関する禁止行為）

- (1) 保険契約者に不実のことを告げ、契約条項の一部比較を告げ、または重要な事項を告げない行為
- (2) 保険契約者が重要な事実を告げるのを妨げまたは告げないことをすすめる行為
- (3) 保険契約者に重要な事項につき不実のことを告げることをすすめる行為
- (4) 保険契約者に対し特別の利益の提供を約し、または保険料の割引、割戻その他特別の利益を提供する行為
- (5) 既存契約を不当に消滅させ新契約を申込ませまたはこれをすすめる行為
- (6) (4)の行為は、保険業法第1条第2項に掲げる書類に基づいて行なう場合はよろしい。

第17条（自己代理店の禁止）

自己物件契約の保険料が保険料の累計額の50%以上にならないようにしなければならない。

C-4

(1) 法律第10条により大蔵大臣に認可申請書を提出する。添付書類は、

- イ 予定損害率に関する事項
- ロ 予定事業費率に関する事項
- ハ 保険料率の計算方法に関する事項
- ニ その他保険料率算出の基礎となった事項

申請書を提出したときは、遅滞なく認可申請に係る保険料率と大蔵大臣が申請書を受理した日を会員に通知する。

(2) 昭和27年大蔵省令第2号第3条により、算定会は算出した保険料率について、大蔵大臣に認可を申請した日後1週間内に次に掲げる事項を官報または日刊紙に公告する。

- イ 当該保険料率に関する保険事業の種類及び保険の目的
- ロ 認可申請をした年月日
- ハ 保険料率の表を備えて置く事務所
- ニ 保険料率の表の交付の請求を受ける事務所及び実費を請求するときはその額

(3) 法律第10条の2により、会員及び会員以外の利害関係人は、当該保険料率に不服があるときは申請書を大蔵大臣が受理した後2週間内に異議の申立を大蔵大臣にすることができる。

(4) 法律第10条の3により、会員の異議の申立に対しては異議申出人及び料率団体の理事（同意したすべてのもの）の出頭を求め事情を聴取し、審査する。

会員以外の利害関係人の異議の申出に対しては、公開による聴聞を行ない事情を聴取し審査する。

(5) 法律第10条の4により、保険料率が合理的かつ妥当でまた不当に差別的でないと思われたときは遅滞なく大蔵大臣は認可しなければならない。

大蔵大臣は認可したときはこれを告示する。